



平成30年10月18日

各 位

会 社 名 株式会社メディア工房  
(コード：3815 東証マザーズ)  
代表者名 代表取締役社長 長沢 一男  
問合せ先 取 締 役 長沢 和宙  
(TEL. 03-5549-1804)

### 子会社における訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ブルークエストにおいて提起した訴訟の控訴審判決が、勝訴を言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 判決言渡しのあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京高等裁判所
- (2) 年月日 平成30年10月17日

#### 2. 訴訟当事者の概要

##### ① 控訴人兼被控訴人

名 称	株式会社ブルークエスト
所 在 地	東京都港区赤坂四丁目2番6号
代表者の役職及び氏名	監査役 上田 真也

##### ② 被控訴人兼控訴人

氏 名	浅川 達也
住 所	神奈川県横浜市

- ※1. 株式会社ブルークエストの代表取締役は長沢和宙です。  
2. 第二審の被告には、前監査役を含みますが、和解の成立を受け、概要は割愛いたします。

#### 3. 判決に至るまでの経緯

当社子会社である株式会社ブルークエストが、取締役及び監査役の報酬支給に関して、前代表取締役であった浅川氏及び前監査役に対し任務懈怠があったとして、会社法第423条第1項に基づき、平成28年7月21日に東京地方裁判所に対し、4,290万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成28年7月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、訴訟を提起いたしました。

平成30年3月28日に東京地方裁判所により、上記訴訟の同社請求に関する第一審判決が言い渡されましたが、当社は、当該判決を不服として、平成30年4月10日に東京高等裁判所に控訴を提起し、また、相手方からも控訴されておりました。

なお、第二審において、前監査役との間には和解が成立しております。

#### 4. 判決の内容

- (1) 1 審原告の控訴に基づき、原判決中主文第 1, 3 項のうち 1 審被告に関する部分を次のとおり変更する。
- (2) 1 審被告は、1 審原告に対し 4,290 万円及びこれに対する平成 28 年 7 月 30 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) 1 審被告の控訴を棄却する。
- (4) 訴訟費用は、第 1, 2 審とも 1 審被告の負担とする。
- (5) この判決第 2 項は、仮に執行することができる。

#### 5. その他

本判決は第二審の判決であり、上告の可能性があります。

#### 6. 今後の見通し

上記判決は当社子会社の浅川氏に関する請求を全て認めるものであります。

なお、この判決が当社の業績へ与える影響等につきましては、現時点で未確定であります。今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以上

#### 【ご参考】

##### 1. 第一審訴訟当事者の概要

###### ① 原告

名 称	株式会社ブルークエスト
所 在 地	東京都港区赤坂四丁目 2 番 6 号
代表者の役職及び氏名	監査役 上田 真也

###### ② 被告

氏 名	浅川 達也
住 所	神奈川県横浜市

※ 1. 株式会社ブルークエストの代表取締役は長沢和宙です。

2. 第一審の被告には、前監査役を含みますが、和解の成立を受け、概要は割愛いたします。

##### 2. 第一審判決の内容

- (1) 被告浅川は、原告に対し、275 万円（ただし、45 万円の限度で被告前監査役と連帯して）及びこれに対する平成 28 年 7 月 30 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告前監査役は、原告に対し、被告浅川と連帯して 45 万円及び及びこれに対する平成 28 年 7 月 30 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用はこれを 20 分し、18 を原告の負担とし、その 1 を被告浅川の負担とし、その余は被告前監査役の負担とする。
- (5) この判決は、主文 1 項及び 2 項に限り、仮に執行することができる。